平成２４年（フ）第６８６号
大阪府岸和田市天神山町１丁目２番７―406号
債務者　山家　和美
1　決定年月日時　平成24年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第６９８号
大阪府和泉市鶴山台３丁目８番59―304号
債務者　正木　利枝（旧姓西岡）
1　決定年月日時　平成24年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第６９９号
大阪府泉佐野市春日町10番25号
債務者　嶋田　美江
1　決定年月日時　平成24年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第１２７号
香川県坂出市府中町5296番地６
債務者　高橋真由美
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第１４１号
香川県丸亀市今津町640番地　今津団地１棟1105号
債務者　新名　哲也
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第１４４号
香川県仲多度郡多度津町北鴨２丁目97番地３
債務者　三宅　良江
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第２２号
長崎県壱岐市勝本町仲触641番地１
債務者　木下　　泰
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２４年（フ）第１６１号
山形市南栄町２丁目４番34号　パレスリーベ102号、前住所山形県村山市楯岡新町４丁目６番１号
債務者　星川新太郎
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１８０号
山形市桜田西５丁目６番16号
債務者　遠藤　順子
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１３２号
千葉県君津市郡１丁目14番39号
債務者　松本あや子
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第５３６号
愛知県安城市柿碕町南屋敷29番地11
債務者　平賀　麻実（旧姓川村）
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第５７号
滋賀県米原市飯619番地１
債務者　畑　　昌典
1　決定年月日時　平成24年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２４年（フ）第６１号
滋賀県長浜市湖北町今西477番地
債務者　丸岡　玲子
1　決定年月日時　平成24年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２４年（フ）第６２号
滋賀県米原市坂口90番地７
債務者　鍛治谷嘉彦
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２４年（フ）第２５５号
岡山県総社市泉５番地31
債務者　廣坂　智司
1　決定年月日時　平成24年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第３７０号
高知市潮新町２丁目１番65号　双葉ハウス東E
債務者　臼井　三惠
1　決定年月日時　平成24年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３９６号
高知県香美市土佐山田町旭町１丁目７番20号
債務者　坂田　佳一
1　決定年月日時　平成24年12月27日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４４７号
高知市一宮西町１丁目31番21号
債務者　公文　一成
1　決定年月日時　平成24年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
高知地方裁判所破産係